

広島市住居表示審議会（佐伯区五日市町石内東地区）会議要旨

1 開催日時・場所

平成26年11月7日（金）10:00～10:40

佐伯区役所6階大会議室

2 出席委員氏名（50音順、敬称略）

11人中8人出席

（ 今澤 則昭、大江 英毅、佐々木 緑、菅原 辰幸、田中 敏彦、土居 裕美子、名越 元、
山崎 正志 ）

3 公開・非公開の別

公開

4 会議資料

別添のとおり。

5 会議の内容

議題：「佐伯区五日市町石内東地区の町の区域の設定等について」

〈審議結果〉

広島市から審議会に諮問し、諮問内容について審議を経た結果、「諮問内容どおり決定することを適当と認める」旨を答申することとした。

〈主な意見等〉

○事務局

1 「佐伯区の概況」「佐伯区石内地区の概況」「今回の諮問地区の概況」「石内地区の沿革」について説明

2 「これまでの経緯」について説明

3 「諮問内容」について説明

(1) 「町の区域の設定等について」

協議会で決定された基本町名「石内東」に「丁目」を付し、石内東一丁目～四丁目を新たに設定する。これらの町界は、基本的なルールに基づき、道路など恒久的な構造物を町界としている。

(2) 町の区域を設定する区域の面積について

新たに町の区域を設定する区域の面積を町名ごとに示している。合計面積は64万5千平方メートルになる。

(3) 字の区域の廃止について

町の区域の設定等に伴い、この区域内の字「大字石内字砂糖造」について廃止する。筆数は280筆。

○第2号委員

設定区域の北側を石内東一丁目として、時計周りに二丁目、三丁目、四丁目と示されているが、この設定方法について何か決まりがあるのか。

○事務局

広島市では、紙屋町交差点を起点として、順次配列することになっているが、佐伯区は、旧五日市町時代のルールを継承し、コイン通りと国道2号の交差点を起点としており、ここから石内バイパスを導線として順次配列したものである。

○第3号委員

4つの丁目に分けた理由は。

○事務局

面積、地域の特性を勘案した上で、一丁目から四丁目までを設定したものである。

○第3号委員

学区はどうなるのか。

○事務局

現在、この区域は石内小学校区であるが、住宅が建つ段階において、五月が丘小学校区への変更を教育委員会にて検討されている。小学校は五月が丘小学校、中学校は五月が丘中学校を予定されているようである。

○第3号委員

ということは、石内地区には入らないということになるのか。今は、杜の街までは石内地区に入っているが、五月が丘地区ということになるのか。

○事務局

地区というよりは、学校の通学区域が五月が丘小学校になるということになる。

○第3号委員

もちろんそうであるが、今まで一小学校区が一地区ということでやってきている。五月が丘小学校区に入るとことは、石内小学校区からはずれるということになるので、石内地区の町内会からもはずれるということが基本なのか。杜の街は、石内小学校区であり石内地区連合町内会の中に入っている。この件は、町名設定とは直接関係ないかもしれないが、現在はそういうことになっているので確認しておきたい。

○第3号委員

その件は、これからの課題だと思う。外面的には、五月が丘も元々は石内であり、石内という大きなくくりで捉えられていると思うが、細かい内容、コミュニティ意識を作る問題等々、これからの課題だと思う。

今、石内北地区で、このような課題を抱えている。これから一つずつ地道に解決していかなくてはならないと思っている。

○第3号委員

実際、新しく住まれた方々が町内会を組織していくことになり、五月が丘学区の町内会に入することを希望されるのか、石内学区の町内会を希望されるのか、住まれた方々の選択肢となるわけで、事前に我々の方から、こっちに入ってください、こうしなさい、などと決める必要はないと思う。

新しく住まれる方々で町内会を作られて、五月が丘の連合町内会が近いから入りたいと希望されれば、これを拒む理由もないし、石内地区の方とも相談して、そのときに決めたらいいと思う。

○第3号委員

今この場で決めることではないが、元々、五月が丘地区も石内地区であった。役所の指導の下、そうなったが、結局うまくいかず、五月が丘小学校ができたということで、五月が丘地区は、石内地区から離れて、五月が丘地区だけでやってこられたという経緯がある。杜の街ができたときも、市の指導で今ようになった。だから、これから先も、この問題の責任は必ず役所にありますよ、ということを言っておきたい。

○第3号委員

極端な話が、学区からいえば、この地区を「五月が丘南」というような町名にしておけば、非常にわかりやすいのかも知れないが、非常に難しい問題だと思う。「石内」という町名が付きながら、五月が丘小学校・中学校へ通うことになるとか、五月が丘連合町内会に入るとか。逆に石内地区の住民からすると、なぜそうになっているのか。あそこは「石内東」じゃないかと。住民からそういう意見が出るかどうかはわからないが、今日の議題に対して、これがダメだとか、改正しろとかいうことは非常に難しい。「五月が丘」を「石内」にするというのもできないし。

○第3号委員

図面で五月が丘一丁目の町界が示されているが、ここには何か町界となるようなものがあったのか。また、先ほどの説明にて、石内という地名に関しては、非常に昔から使われていたことがわかったが、五月が丘という町名が付いたいきさつがわかれば、参考に知りたい。

○事務局

五月が丘の住居表示は昭和61年11月に実施しているが、旧五日市町時代に、現在の町名を設定されていた。その根拠については、今資料を持ち合わせていないので、説明を控えさせていただきたい。町界については、住居表示を実施した当時に決めたものである。

○第2号委員

別図3の基本町名配置図に「石内東」と示されている区域と、今回住居表示を実施する区域が若干違う。例えば、草津沼田線の西側も「石内東」の範囲に入っているが、今回はまだ、大

字石内のままとなっている。これについては。

○事務局

今回は、石内東地区の造成地区域を対象に住居表示の実施を予定している。造成地には、多くの住宅等が建ち並ぶ予定であり、利便性を考えて、優先的に住居表示を実施するということである。今回の区域外の道路沿線には、工場やパチンコ店等の施設が点在しているが、当面、大字石内のままである。この区域の住居表示については、市街化の進み具合、点在する事務所等の意向を伺いながら、機運ができあがった段階で検討したいと考えている。

○第3号委員

建物が建たない調整池や道路の下法も住居表示実施区域に入るのか。都市計画法の市街化区域に入るのか。

○事務局

都市計画法の市街化区域と、住居表示を実施する区域は別であり、調整池等も含めて今年の2月議会で既に住居表示を実施する区域として設定している。

○会長

いろいろな意見が出されたが、諮問内容について何か修正するとかいうことはないように見受けられた。

皆さん、町界町名の設定についてはこのとおりでよろしいか。

○各委員

異議なし。

○会長

では、異議なしということで、答申させていただきたいと思う。

以上で審議を終了する。ありがとうございました。